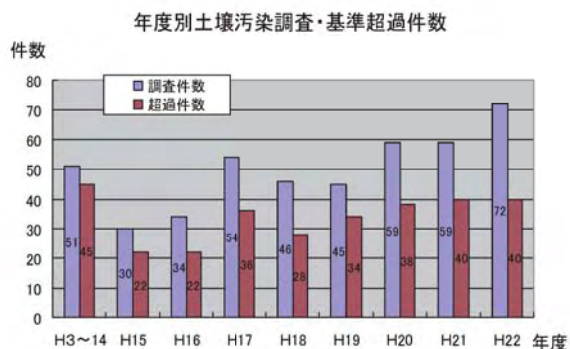


また、土壤汚染については、「土壤汚染対策法」で調査対象物質として25項目の特定有害物質が定められており、平成22年度に報告書等の提出があった土壤調査72件のうち指定基準を超過する物質が検出された事例は40件となっています。



※ 平成14年度までは全て自主調査として実施されている。
 ※ 平成15年度は、自主調査及び法第3条調査に基づき行われた調査を合わせた件数。
 ※ 平成16年度以降は、自主調査、法第3条調査及び府条例に基づき行われた調査を合わせた件数。
 ※ 平成22年度は、自主調査、改正法第3条・4条調査及び府条例に基づき行われた調査を合わせた件数。

② 地下水・土壤汚染対策

ア. 地下水汚染対策

「水質汚濁防止法」に基づく地下水汚染の未然防止に努めるとともに、本市の関係部局と連携して、地下水汚染の情報の交換に努めています。

4 化学物質

(1) 事業者による自主的な化学物質管理の促進

化学物質を取り扱う事業者のうち、一定の業種や要件（従業員数、取扱量等）に該当する事業者は、対象となる化学物質の環境への排出量・事業者による自主的な管理等について、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「PRTR法」という。）や府条例に基づく届出が義務付けられています。

大阪市では、こうした届出の受付に加え、市内の化学物質の排出量のデータを公表するなど、市民や事業者の方に化学物質についての関心を深

イ. 土壤汚染対策

(7) 土壤汚染対策法・府条例に基づく規制・指導

土壤汚染による市民の健康被害の防止のため、「土壤汚染対策法」・府条例に基づく規制・指導を行うとともに、その周知・啓発等を進めています。

(4) 自主的な土壤調査に対する指導

「土壤汚染対策法」・府条例の規制を受けない土地の自主的な土壤調査、対策に対しても、法・条例に準じた指導を行っています。

(5) 情報の収集・提供等

土地履歴や有害物質取り扱い情報など土壤汚染情報を収集、整理、保存し、適切に提供するように努めています。

(E) 土壤汚染に係るリスクコミュニケーションの推進

土壤汚染対策においては、調査や対策の実施だけでなく、汚染状況や講じる対策の内容について公表・説明し、不安を解消するための「リスクコミュニケーション」が重要であり、大阪市では、土壤汚染物質による環境リスクやリスク管理手法についての情報の収集・提供やコミュニケーション手法の指導などを実施しています。

めていただくとともに、事業者による化学物質の自主管理の促進を図るなど、化学物質の環境への排出抑制に努めています。

なお、大阪市内における平成21年度の化学物質の届出排出量は、2,118トンで、平成20年度より、527トン減少しています。

(2) 有害化学物質対策

① 有害大気汚染物質の環境モニタリング

「大気汚染防止法」に基づき、健康リスクがある程度高いと考えられる21物質の環境モニタリングを行っています。平成22年度のモニタリン

グ結果は、ベンゼンなど環境基準が設定されている 4 物質やアクリロニトリルなど健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている 8 物質など、すべての調査地点でこれらを下回りました。

② 有害大気汚染物質対策

「大気汚染防止法」では、ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンの3物質を「指定物質」とし、排出施設及び抑制基準が設定されており、大阪市では事業者に対し排出抑制を指導しています。

また、府条例では、人に対する発がん性や毒性の見地から 23 物質が有害物質として規制されて

います。

そのうち発がん性のあるクロロエチレンなどの 6 物質については、設備・構造基準が、また毒性が強いカドミウムなどの 17 物質については、排出基準が適用され、これらの遵守について指導を行っています。

(3) ダイオキシン類*

① ダイオキシン類調査

ア. 一般環境調査

大阪市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」第 26 条に基づき、大気、水質、地下水、底質及び土壌について、ダイオキシン類濃度を把握するための調査を行っています。

ダイオキシン類の環境調査結果の概要（平成 22 年度）

項 目	調査 地点数	最大値	最小値	平均値	単 位	環境基準	環境基準 適合状況
大 気	7	0.098	0.028	0.053	pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 (年間平均値)	7 / 7
水 質	河 川	21	1.6	0.10	pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)	19 / 21
	海 域	6	0.27	0.065			6 / 6
地 下 水	2	0.067	0.046	0.057			2 / 2
底 質	河 川	21	190	62	pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g 以下	18 / 21
	海 域	6	100	36			6 / 6
土 壌	6	8.7	0.23	4.4	pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g 以下	6 / 6

(注) 環境基準適合状況の数字は、(環境基準適合地点数) / (調査地点数) を示す。

イ. 水道水調査

水道水中のダイオキシン類については、最大見積濃度で 0.0038pg-TEQ/L 未満（平成 22 年度）と、水道の要検討項目の目標値 1 pg-TEQ/L（暫定）を大きく下回っています。

② ダイオキシン類対策

大阪市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」や「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」に基づき、廃棄物焼却炉等の発生源に対して、排出基準及び施設の構造・維持管理基準の遵守徹底を指導しています。

ア. ダイオキシン類対策特別措置法 特定施設

特定施設に対しては、前述の規制指導のほか、排出ガス、排出水、ばいじん、燃え殻の基準が適用される施設に対しては、設置者による測定が義務付けられています。

平成 22 年度の報告では、測定義務のある全ての施設で基準に適合しました。また、基準適用が除外されている「ダイオキシン類対策特別措置法」施行前の既存施設からのばいじん、燃え殻については、セメント固化や薬剤処理などによって適正に処理されていました。

なお、市域の特定施設から大気中に排出されるダイオキシン類の量は 1.8g-TEQ/年と推定され、

規制が開始された平成 9 年度に比べおよそ 95% 減少しています。

イ. 底質ダイオキシン類浄化対策

港湾区域（河川・港湾重複 7 区域）における平成 15～17 年度にかけての調査の結果から、汚染範囲約 56ha、純汚染量（底質）約 93 万 m³、環境基準超過範囲は 160～7,200pg-TEQ/g と確認されています。現在まで当該範囲においてダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準超過は確認されておらず、ただちに影響が生じるものではありませんが、適切な浄化対策を推進する

ため、平成 17 年度に学識経験者で構成される「大阪市底質対策技術検討会」（現「大阪市底質対策等技術検討会」）で浄化対策方針を策定し、この方針に基づき平成 18 年度から浄化対策に取り組んでいます。

河川の底質ダイオキシン類についても、河川整備事業に併せて浚渫を行うなど、浄化対策に取り組んでいます。

また、大阪府との連携のもと、市内河川における汚染範囲等の調査や「河川及び港湾の底質浄化対策検討委員会」の検討結果を踏まえた取組みを進めています。

5 騒音・振動

（１）騒音・振動の現状

騒音・振動は、日常生活に直接影響するため苦情が発生しやすく、その発生源は、工場・事業場の機械、建設工事やカラオケ営業まで広範に及んでいます。

道路交通環境については、毎年、道路に面する地域において、騒音・振動調査を実施しています。平成 22 年度は、騒音については昼間 61～73 デシベル（平均 68 デシベル）、夜間 56～70 デシベル（平均 64 デシベル）、振動については昼間 26～51 デシベル（平均 43 デシベル）、夜間 19～46 デシベル（平均 36 デシベル）となっています。

そのほか、新幹線鉄道騒音や航空機騒音についても調査を実施し、環境基準の達成状況を把握しています。

（２）騒音・振動対策

大阪市では「騒音規制法」、「振動規制法」や府条例により、工場・事業場の騒音・振動対策を行っています。法令に基づく届出により公害の未然防止を図り、また、苦情が発生した場合は立入検査を実施し、指導を行います。なお、建設作業に伴い発生する騒音・振動は一過性とはいえ、日常生活に大きな影響を与えることがあるため、規制指導の対象となる特定建設作業には、届出指導を行うとともに、パトロールの実施や講習会の開催等により公害の防止に努めています。

また、自動車騒音等については、沿道地域における改善を図るため、関係機関と連携しながら、低騒音舗装の敷設、遮音壁の設置など種々の対策を進めています。